

## 市第98号議案 横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正

## 市第101号議案 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部改正

### 【議案の概要】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が公布され、27年4月より施行されます。この法改正により、教育長は議会の同意を得て市長が直接任免することから、特別職職員として位置づけられます。

これに伴い、特別職職員としての教育長の勤務条件等を定めるため、2つの議案において、それぞれの条例を改正します。

- (1) 横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例
  - ・ 横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (2) 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部を改正する条例
  - ・ 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例
  - ・ 横浜市旅費条例
  - ・ 横浜市退職手当条例
  - ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例

### 1 勤務時間等（横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例）

地教行法にて、教育長は「常勤であること」「職務に専念する義務があること」が規定されました。法の趣旨に基づき、教育長の勤務時間を定めるよう文部科学省から要請があったため、条例にて規定します。また、その他の勤務条件として休暇制度を規定します。教育長の勤務時間及び休暇制度は、一般職職員の例によることとします。

なお、現行の条例は教育長の勤務時間その他の勤務条件のほか、給与についても規定していますが、特別職職員としての教育長の給与は「横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例」にて規定するため、本条例から給与に関する文言を削除し、併せて条例名についても改正します。

現行条例名：横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

改正条例名：横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

## 2 給料及び手当（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例）

教育長に対し、給料、地域手当、期末手当、退職手当及び通勤手当を支給します。

項目	金額等	考え方等
給料月額	840,000 円	常勤監査委員の給料月額 811,000 円を基本とし、教育委員会委員長に加給されている 29,000 円を加えた額
地域手当	給料月額の 12%	他の常勤特別職職員と同様
期末手当	4.15 月分	一般職職員の例による
退職手当	給料月額×在職月数× <u>14/100</u>	職務に応じた割合（下線部分）は常勤監査委員と同率 任期（3年）を満了した場合、4,233,600 円
通勤手当	支給	一般職職員の例による

## 3 旅費（横浜市旅費条例）

公務における旅費額について、現教育長は局長級の一般職職員と同様に 1 号区分に規定されていますが、特別職職員としての教育長は他の特別職職員との均衡を考慮し、特号区分に変更します。

## 4 退職手当（横浜市退職手当条例）

現在の教育長の退職手当については、「横浜市退職手当条例」にて規定されていますが、特別職職員としての教育長の退職手当については、「横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例」にて規定するため、「横浜市退職手当条例」から教育長に関する文言を削除します。

## 5 職務に専念する義務の特例（職務に専念する義務の特例に関する条例）

教育長の勤務時間中の職務専念義務の免除（以下「職免」という。）について規定します。なお、教育長の職免は一般職職員の例によることとします。

## 6 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

## 7 他の議案との関連

地教行法の改正に伴い、本議案のほか、以下の議案においても改正を行います。

市第 102 号議案 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

### 【改正概要】

地教行法の改正により、教育長と教育委員会委員長は一本化され、新たな「教育長」として整理されるとともに、教育長は委員ではなくなるため、条例中の教育委員会の委員長の加給を定める別表中の文言等を削除します。